

令和 8 年度

吉野畑増圧ポンプ場
増圧ポンプ分解整備工事

特 記 仕 様 書

安房郡市広域市町村圏事務組合

第1章 一般事項

1. 適用範囲

この特記仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が発注する本工事の施工に適用する。

2. 工事場所

南房総市宮下1687番地（吉野畑増圧ポンプ場）

3. 工事期限

令和9年3月8日

4. 規格・基準・法令等の準拠

本工事の機器、据付諸工事、建築等の製作施工にあたっては、次の各事項に準拠すること。

日本産業規格（JIS）

電気学会規格調査会標準規格（JEC）

（社）日本電機工業会標準規格（JEM）

（社）日本電線工業会標準規格（JCS）

（社）日本蓄電池工業会規格（SBA）

経済産業省・電気設備技術基準

（社）日本電気協会・内線規程

（社）日本水道協会規格（JWWA）及び水道施設設計指針

消防法

水道法

道路交通法

騒音規制法

労働基準法

安房郡市広域市町村圏事務組合条例・規則

その他

5. 現場代理人及び主任技術者等

本工事の（現場代理人及び）主任技術者又は監理技術者は、入札参加資格審査時に提出した技術者を配置するものとする。

6. 提出書類

工事に先立ち受注者は、発注者の定める様式により、次の書類を提出しなければならない。

工程表

現場代理人及び主任技術者選任届

その他監督員が指示する書類

7. 申請及び手続き

受注者は、法令で定められた関係諸官庁への報告、届出、認可許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は、速やかに監督員に報告の上、承諾を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。但し、印紙代等は別途とする。

8. 工事实績情報の作成、登録

受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事は、工事实績情報サービス（CORINS）対象工事である。受注者は、標準仕様書の規定に基づき登録を行うものとする。

9. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督職員の承諾を受けたうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対策工事（以降、「対象工事」という）とすることで、対象工事では以下の1から4の全てを実施することとする。

- (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という）については、写真管理基準（平成30年度版）に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CPYPTREC 暗号リスト）」URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- (2) 受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う場合は、写真管理基準（平成30年度版）によるものとする。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- (3) 本工事の工事写真取扱いは、写真管理基準（平成30年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和2年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。
- (4) 受注者は同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合簿」等により提出するものとする。

10. 機器製作及び現場工事の諸事項

- (1) 受注者は、製作、施工にあたって軽微なる変更は、異議無く行うものとし、大幅な変更については、協議により実施すること。
- (2) 受注者は、製作、施工にあたって本設備完成上当然必要と思われるものについては、設計図書に記載がなくても異議なく実施すること。
- (3) 受注者は、次の関係図書を各2部提出すること。機器の製作、現場工事は監督員の承諾を得た後に着工すること。これらの図書作成に要する費用はすべて本工事に含むものとする。
 - イ. 報告書
 - ロ. その他監督員の指示する図書類
- (4) 受注者は、現場工事開始から完成までの過程を随時写真撮影（カラー）し、整理の上 1 部提出すること。
- (5) 受注者は、監督員、他業者との連絡、打合せを密に行い、製作、施工等で相互に支障をきたさぬよう工事を進行させること。また、工事場所内外の整理整頓に努め、安全管理に十分留意し事故防止に努めること。
- (6) 受注者は、現場工事に必要な仮設備、材料倉庫、管理事務所等を構内に設置する場合は、計画書を監督員に提出し承諾後実施すること。
- (7) 受注者は、工事実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、または第三者に損害を与える事故が発生した時、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。
- (8) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物、機器等に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議の上必要な防護等の処置を施す。

11. 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器製作中または製作後に監督員の検査を受けることとし、検査場所は製作工場または現場とする。現場工事に際しては、完了後外部から検査できない箇所については、監督員の立会いを要し写真撮影を行うこと。これに要する費用は、監督員派遣費用のほかは一切受注者の負担とする。
- (2) 現場工事用諸材料については現場搬入の都度、外形・数量・製作者等を監督員立会いの上検査を行い合格の後、使用すること。
- (3) 工事、現場検査の細部については、別途協議の上決定する。
- (4) 工事完了にあたっては、監督員、監督官公庁の検査を受けるものとし、合格の後引き渡しとする。
- (5) 試験及び検査時に必要な試験器具は、受注者側で一切これを用意すること。但し、次のものは別途とする。

電力引込負担金 試験、検査用の用水等 NTT 設備料及び工事費

12. 引渡し後の保証

本工事は、完了後試験、検査を受け、合格の後引渡しとなるが、引渡し後受注者の起す要因で故障、その他の事故が発生した場合は、監督員の指示に従い速やかに補修を行うこと。又、機器類は実使用期間1年以内で、受注者側の責により事故と判断される場合も監督員の指示に従い、確実に補修又は機器の交換を行う。

第2章 増圧ポンプ分解整備工事

1. 概要

本工事は、吉野畑増圧ポンプ場に設置されている水中ポンプの分解整備、部品交換、圧力タンク制御盤の部品交換並びに圧力タンクの部品交換を行うものである。また、整備機器の試運転調整も併せて行うものとする。

2. 機器構成

【吉野畑増圧ポンプ場】

水中ポンプ	2 台
圧力タンク制御盤	1 基
圧力タンク	1 基

3. 機器仕様

【吉野畑増圧ポンプ場】

水中ポンプ (J U40×5 - 57.5W)	2 台
圧力タンク制御盤 型式：HPU 7.5 r S-Q	1 基
圧力タンク 容量：0.5 m ³	1 基

4. 作業内容

【吉野畑増圧ポンプ場】

・ポンプ分解整備	2 台
・ポンプ取外し、搬入取付	2 台
・圧力タンク制御盤部品交換	1 基
・圧力タンク部品交換	1 基
・試運転調整	1 式

5. 産業廃棄物

本整備工事に伴い発生した産業廃棄物は適正に処分すること。

施 工 条 件 の 明 示

安房郡市広域市町村圏事務組合

工 事 名 吉野畑増圧ポンプ場 増圧ポンプ分解整備工事
工事場所 南房総市宮下1687番地 （吉野畑増圧ポンプ場）

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 工程管理に留意し、工期内完了を遵守すること。 2. 施工時間は原則昼間とし、監督職員と協議の上決定する。 なお、上記時間には準備及び片付けも含まれる。 但し、監督職員の許可を得た場合にはこの限りでない。
用 地 関 係	なし。
公害対策関係	工事期間中に工事区域で発生する騒音、ほこり等には十分注意し、発生した場合は早急に対策を講じること。
安全対策関係	1. 上水道施設であることを十分に理解し、施工すること。 2. 重機等を運転する際には、場内の配管・施設等に十分注意すること。 3. 安全管理を徹底し、事故等が起きないように十分な対策をとること。 4. 異常気象時等により、増圧ポンプ場への影響が懸念される場合は、直ちに復旧・対策を行うこと。
工事用道路関係	なし
仮 設 備 関 係	資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、保安対策に十分留意すること。
建設副産物関係	本工事にて発生した建設副産物については、法律を遵守し適正に処理すること。
工事支障物件等	増圧ポンプ場の施設（配管・配線等）に十分に留意すること。
排水工（濁水処理を含む）関係	なし
薬液注入関係	なし
そ の 他	当該増圧ポンプ場は2台交互運転で稼働中であるので、増圧ポンプの交換は1台ずつ施工し、断水・減水をさせないこと。但し、施工上の問題で断水が必要な場合は、監督職員と協議すること。